

輸出規制 輸出規制の枠組み

規制の種類	規制国	適用規則	備考
安全保障貿易管理による規制	米 国	輸出管理法／輸出管理規則（EAR）の域外適用	米国再輸出規制*
	日 本	外国為替及び外国貿易法（外為法） 第 48 条第 1 項・2 項 （輸出許可が必要なもの） 【貨物】輸出貿易管理令別表第 1 【技術】外国為替令別表（リスト規制及びキャッチオール規制の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術）	1 項～15 項 リスト規制 16 項 キャッチオール規制
上記以外の規制	日 本	外為法 第 48 条第 3 項 ／輸出貿易管理令別表第 2（輸出承認が必要なもの） 経産省の具体的規制対応： https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/04_kamotsu/01_export/export_kamotsu.html ① 国内需要物資を確保する必要があるもの 【血液製剤、配合飼料、うなぎの稚魚など】 ② 輸出取引秩序維持物質 【漁労設備を有する漁船】 ③ 輸出してはならない貨物（関税法第 69 条の 2 第 1 項） 【麻薬、向精神薬原材料等、風俗を害する書籍等、知的財産権侵害物品】 ④ 国際協定等に定められた貨物 【ダイヤモンド原石、核燃料・核燃料物質、米国向け冷凍あさり・蛤・いがい、オゾン層破壊物質、特定有害廃棄物、絶滅のおそれのある野生動植物、特定化学物質の農薬・駆除剤など】 ⑤ 偽造、変造通貨 等 関税関係法令（輸出入手続きに関連する「関税法」・「関税定率法」・「関税暫定措置法」の関税三法のこと）・ 他法令 （関税関係法令以外の法令（輸出入に関して税関の輸出入の許可のほかに担当省庁の許可承認などを定めた法令）のこと）	*米国原産品の米国への輸出：米国への輸出は EAR で規定されている「再輸出」にはあたりません。EAR では「再輸出」を「(米国以外の)外国からその他の外国に輸出すること」と規定しています。但し、米国の DPL 掲載者との取引や大量破壊兵器等の用途の取引等の場合は、規制されています。 (出典：CISTEC https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12/ear_qa.pdf)

参考サイト：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/ku57pq00001vkznf/att/guideline_02.pdf

輸出通関手続きに係る法律

出典：「輸出通関手続きに係る他法令」名古屋税関業務部特別審査官（第 1 担当）平成 30 年 10 月 26 日 https://www.kanzei.or.jp/nagoya/nagoya_files/20181026-1.pdf

関税法（主だった条文）

関税法第 67 条（輸出の許可）	第 70 条（ 他法令 の許可等の証明又は確認）など⇒詳細は次頁
輸出してはならない貨物 ① 麻薬類 （麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤及び覚せい剤原料） ……法69条の2第1項1号 ② 児童ポルノ ……法69条の2第1項2号 ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品 ……法69条の2第1項3号 ④ 不正競争防止法上の輸出規制品 ……法69条の2第1項4号	輸出してはならない貨物（関税法第 69 条の 2 第 1 項） 一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤 二 児童ポルノ 三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品 四 不正競争防止法上の輸出規制品（不正競争防止法上の輸出禁制品（周知表示の混同を恣起する商品、著名表示を冒用する商品、形態模倣品、営業秘密侵害品（10号：企業から不正に流出した技術上の情報により生産された物）など） ⇒「不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号から 3 号、そして 10 号、第 17 号又は第 18 号に掲げる行為を組成する物品」（参考サイト：経産省「不正競争防止法」 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikuiyou.pdf 10 号の説明は P.98）

輸出通関手続きに係る **他法令**

税関で確認する輸出関係他法令(第70条1項)

法令名	主な品名	主管省庁	税関確認書類
【第1項関係】			
1. 外国為替及び外国貿易法 (1) 輸出貿易管理令 (2) 外国為替令	武器・化学兵器等(別表1) バーゼル条約、ワシントン条約関連等の輸出規制品等(別表2)	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易審査課貿易管理課 財務省 国際局調査課外国為替室	輸出許可証、輸出承認証、特定記録媒体等輸出等許可証等
2. 輸出入取引法	現在、対象なし	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	輸出取引承認書
3. 文化財保護法	重要文化財又は重要美術品 天然記念物 重要有形民俗文化財	文化庁 文化財部美術学芸課	輸出許可書
4. 林業種苗法	現在、対象なし	林野庁 森林整備部森林保全課	
5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品等	環境省 自然環境局野生生物課	適法捕獲等証明書

税関で確認する輸出関係他法令(第70条1項)

法令名	主な品名	主管省庁	税関確認書類
6. 大麻取締法	大麻草及びその製品	厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課	大麻輸出許可書
7. 覚せい剤取締法	覚せい剤、覚せい剤原料	〃	覚せい剤原料輸出許可書
8. 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬	〃	輸出許可書等
9. あへん法	あへん、けしがら	〃	あへん輸出委託証明書等
10. 植物防疫法	顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物、有害植物、有害動物	農林水産省 消費・安全局植物防疫課	栽培地検査合格証書等
11. 狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省 消費・安全局衛生管理課	犬の輸出検疫証明書等
12. 家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、みつばち、ソーセージ、ベーコン等	〃	輸出検疫証明書

税関で確認する輸出関係他法令(第70条2項)

法令名	主な品名	主管省庁	税関確認書類
【第2項関係】			
1. 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料等	厚生労働省 監視指導麻薬対策課	処方箋の写又は医師の証明書、麻薬向精神薬原料輸出届等
2. 道路運送車両法	中古自動車	国土交通省 自動車交通局 自動車情報課	輸出抹消仮登録証明書等 輸出予定届出証明書

証明・確認を受ける義務(他法令)

他法令は、貨物の輸出入の最終的な取り締まり官庁である税関が貨物の現物に即し、確認する必要があることから関税法第70条(証明又は確認)が定められている。

第1項
証明義務

他の法令の規定により輸出に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とする貨物については、輸出申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

第2項
確認を受ける義務

他の法令の規定により輸出に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、税関における必要な検査又は審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

第3項

証明がなされないとき、確認を受けられないときは、輸出の許可をしない。

輸入規制

輸入規制の枠組み

関税関係法令	「関税法」・「関税定率法」・「関税暫定措置法」の関税三法	
他法令 (詳細は下欄の「 他法令一覧 」参照)	関税法第 70 条第 1 項関係 [証明義務] 許可・承認等が必要な貨物	1. 外国為替及び外国貿易法、2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、3. 銃砲刀剣類所持等取締法、4. 印紙等模造取締法、5. 大麻取締法、6. 毒物及び劇物取締法、7. 覚せい剤取締法、8. 麻薬及び向精神薬取締法、9. あへん法、10. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、11. 肥料取締法、12. 水産資源保護法、13. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、14. 畜産経営の安定に関する法律、15. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、16. 火薬類取締法、17. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、18. 郵便切手類模造等取締法、19. アルコール事業法、20. 石油の備蓄の確保等に関する法律、21. 農薬取締法、2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、23. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、24. 労働安全衛生法
	関税法第 70 条第 2 項関係 [確認を受ける義務] 検査又は条件の具備が必要な貨物	10. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、23. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、25. 食品衛生法、26. 植物防疫法、27. 狂犬病予防法、28. 家畜伝染病予防法、29. 高圧ガス保安法

関税法(主だった条文)

関税法第 67 条 (輸入の許可)	関税法第 70 条 (他法令の許可等の証明又は確認) など
輸入してはならない貨物 (関税法第 69 条の 11)	
麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤、あへん吸煙具	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 20 項に規定する一種病原体等及び同条第 21 項に規定する二種病原体等
指定薬物 (医療等の用途に供するために輸入するものを除く。)	貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カード (生カードを含む)
けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品	公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
爆発物	児童ポルノ
火薬類	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定物質	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 1 0 号から第 1 2 号までに掲げる行為を組成する物品

他法令一覧表

貨物を輸入する場合、関税関係法令 (輸出入手続きに関連する「関税法」・「関税定率法」・「関税暫定措置法」の関税三法のこと) 以外の法令 (これを「他法令」という) により輸入に関して許可、承認等を必要とする場合には、これら他の法令の規定に基づいて許可、承認等を受けて、輸入申告又は当該申告に係る審査又は検査の際にその旨を税関に証明して確認を受けなければ輸入は許可されません。

以下の一覧表は、税関「輸入関係他法令一覧表」平成 30 年 4 月現在 https://www.customs.go.jp/tariff/2018_4/data/import.htm より抜粋 (一部加筆)

関税法第 70 条第 1 項関係

1. 外国為替及び外国貿易法	(1) 外国為替令	現金等の支払手段+技術供与等	
	(2) 輸入貿易管理令 →「輸入貿易管理令」第 3 条→告示「 輸入公表 」: https://www.met.go.jp/press/2018/04/2018041700111.pdf →経産省「 輸入承認制度一覧 」参照: https://www.met.go.jp/press/2018/04/2018041700111.pdf	輸入割当	にしん、帆立貝、のり等水産物+モンリオール議定書規制物質 (オゾン層破壊物質)
		承認	北朝鮮産品(全品目)、鯨、ワシントン条約該当物品、モンリオール議定書規制物質、水銀、パーゼル条約、化学兵器禁止法の特定物質等
		事前確認	冷凍くろまぐろ、かに、ワシントン条約該当物品、モンリオール議定書規制物質等
	通関時確認	生鮮くろまぐろ、鯨、ダイヤモンド原石、ワシントン条約該当物品等	

2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品等
3. 銃砲刀剣類所持等取締法	銃砲・刀剣類
4. 印紙等模造取締法	印紙に紛らわしい外観を有する物
5. 大麻取締法	大麻草及びその製品
6. 毒物及び劇物取締法	毒物、劇物
7. 覚せい剤取締法	覚せい剤、覚せい剤原料
8. 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬等原料
9. あへん法	あへん、けしがら
10. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	動物用医薬品、同医薬部外品、同医療機器等、指定薬物
11. 肥料取締法	肥料
12. 水産資源保護法	こい、きんぎょその他のふな属魚類等
13. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	粗糖、精製糖、でん粉等
14. 畜産経営の安定に関する法律	バター、脱脂粉乳、れん乳、ミルク、クリーム、バターミルクパウダー等
15. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）	米穀、小麦、メスリン、大麦、裸麦、ライ小麦及びこれらの粉等 → 「納付金」 https://www.maff.go.jp/seisaku_tokatu/boeki/kome_yunyu.html
16. 火薬類取締法	火薬、爆薬、火工品（導火線等）
17. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質等
18. 郵便切手類模造等取締法	郵便切手に紛らわしい外観を有する物
19. アルコール事業法	アルコール分 90 度以上のアルコール
20. 石油の備蓄の確保等に関する法律	原油、揮発油、灯油、軽油及び重油
21. 農薬取締法	農薬
22. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	ブラックバス、カミツキガメ等
23. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	エボラウイルス、炭疽菌、ボツリヌス毒素等
24. 労働安全衛生法	有害物等（石棉等）

関税法第 70 条第 2 項関係

10. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等
23. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ等陸生哺乳類、鳥類等
25. 食品衛生法	すべての飲食物、添加物、食器、容器包装、おもちゃ
26. 植物防疫法	顕花植物、有害植物、有害動物等
27. 狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク
28. 家畜伝染病予防法	馬、鶏、あひる、みつばち、ソーセージ、ハム、ベーコン等
29. 高圧ガス保安法	圧縮ガス、液化ガス

輸入他法令の参考サイト：関税削減 <https://www.customslegaloffice.com/fta/jigochosa/> ミプロ https://www.mipro.or.jp/Document/hit0re000000v2-att/pdf_publications_115_1103p.pdf CISTEC <https://www.cistec.or.jp/faist/event/kenkyuutaikai/kenkyu14/2-2.pdf>